

市県民税、所得税の申告について

平成24年度(平成23年1月から12月末までに得た所得)の申告受け付けは、土・日曜日を除く2月16日(木)から3月15日(木)までです。ただし、休日は2月19日・26日の日曜日に限り、竜ヶ崎税務署、牛久市役所とも相談・受け付けを実施します。

受け付け…市保健センター研修室(2階)

2月16日(木)～3月15日(木) 午前8時45分～午後4時
※2月19日(日)および26日(日)は午前8時45分～午後3時。

奥野地区は次の日程で出張受け付けを行います。

受け付け…奥野生涯学習センター 午前9時30分～正午、午後1時30分～4時

- ・2月1日(水)…奥原町、井ノ岡町、小坂町、福田町にお住まいの方
- ・2月2日(木)…久野町、正直町、島田町、桂町にお住まいの方

◆申告が必要な方

- ① 事業所得(営業、農業所得など)や不動産所得、雑所得、譲渡所得などがある方
 - ② 給与所得者で、「給与支払報告書」が勤務先から市へ提出されていない方、年の途中で退職し、その後就職しなかった方、年末調整を受けなかった方
 - ③ 給与所得者で、給与の他に所得のあった方、または2力所以上から給与を受けた方
 - ④ 年金受給者で源泉徴収税額のある方、および2力所以上から年金を受給している方、また、各種の所得控除を受ける方
 - ⑤ 雑損控除、医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受ける方
 - ⑥ どなたの扶養にも入っていない方
- ※国民健康保険税、介護保険料の算定や各種証明書の交付の関係上、必ず申告してください。

◆申告に必要な物

- ① 源泉徴収票(給与・年金など)、印鑑、所得税還付の場合の口座番号(申告者名義)
- ② 事業所得、不動産所得の収支内訳書
- ③ 控除証明書や医療費の領収書(国民健康保険税、国民年金保険料、農業者年金保険料、介護保険料、生命保険料、地震保険料、支払った医療費の補填金額など)

◆注意事項

- 1 事業所得、不動産所得の収支内訳書を作成される方で、震災で被害を受けた事業用の資産がある場合には、税務署へ申告してください。
- 2 今回初めて住宅借入金等特別控除を受ける方、また初めての事業所得などの申告で収支内訳書を作成される方、土地や家屋、株式、ゴルフ会員権などの譲渡所得、青色申告、贈与税、消費税などの申告は、市の会場で受け付けできませんので税務署に申告してください。
- 3 申告会場は大変混み合います。前もって次のことをお願いします。
 - ・事業所得、不動産所得などの申告をする方は、帳簿、領収書などを整理し、収支内訳書を必ず作成して持参してください。
 - ・医療費控除を受ける方は、治療を受けた人、病院・薬局ごとに領収書を整理(日付が平成23年中であること)を必ず確認し、合計金額を算出して持参してください。(介護老人施設などで提供を受ける施設サービスの費用は、領収書に医療費控除対象額が明記されていることを確認してください。明記されていない場合は施設などへ事前に確認し、医療費控除対象額を明確にしておいてください)
- 4 確定申告書を提出した方は、市県民税申告書を提出する必要はありません。

税務署からのお知らせ

～公的年金等に係る雑所得を有する方の所得税の確定申告不要制度の創設について～

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告書の提出は不要となりました。※上記に該当する方であっても、例えば医療費控除などによる、所得税の還付を受けるための確定申告書については提出することができます。※上記に該当する方であっても、例えば上場株式などに係る譲渡損失の繰越控除など、確定申告書の提出が控除適用の要件となっている控除を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。※上記に該当する方であっても住民税の申告は必要です。

税務署では、震災で被害を受けられた皆さんの税務相談を行っています(土・日曜日・祝日を除く)。

問い合わせ 竜ヶ崎税務署 ☎0297-66-1303(自動音声案内)

5 申告期間の初めと最後の1週間は会場が大変混み合い、お待ちいただく時間が長くなることが予想されますのでご了承ください。

問い合わせ 市税務課 ☎内線1056～1059